

【様式】

東京都狛江市 端末整備・更新計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
① 児童生徒数	5,324	5,329	5,348	5,252	5,136
② 予備機を含む整備上限台数 (予備機を含む)	6,122	4,778	3,271	1,642	13
③ 整備台数(予備機除く)	1,301	1,330	1,320	1,301	0
④ ③のうち、 基金事業によるもの	1,301	1,330	1,320	1,301	0
⑤ 累積更新率	24.4%	49.4%	73.9%	100.0%	102.3%
⑥ 予備機整備台数	49	199	198	195	0
⑦ ⑥のうち、 基金事業によるもの	49	199	198	195	0
⑧ 予備機整備率	3.8%	15.0%	15.0%	15.0%	—
基金事業により整備済の台数(前年度までの④+⑦)	0	1350	2879	4397	5893
当年度までの調達台数累計(③+⑥)	1,350	2,879	4,397	5,893	5,893

※①～⑧は未到来年度等にあつては推定値を記入する。

(端末の整備・更新の考え方)

第1期のタブレットについて、令和2年9月に導入した。利用状況等によっては、端末の損耗率が高く、日常的な利活用に支障が出かねない状況にあるため、一部の端末について、令和6年度中に調達し、令和7年度当初に入替を行う。また、翌年度以降も損耗率が高い端末から随時入れ替えていくことにより、年度ごとの端末入替台数の平準化を図っていく。なお、令和10年度以降については、国の動向等を確認のうえ、改めて整備計画を策定する。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分計画について)

○対象台数

令和2年9月購入児童生徒用タブレット 4,036台

○処分方法

教職員利用に転用、教育委員会会議用に転用等を行ったうえで、損耗が激しいもの等は、小型家電リサイクル法認定事業者への委託による再使用・再資源化を検討する。

○端末のデータの消去方法

処分事業者へ委託する

○スケジュール(予定)

令和7年6月 処分事業者 選定

令和7年10月以降 使用済端末の事業者への引き渡し

○その他

令和8年度以降も入替分について損耗の程度を確認のうえ同様の対応を実施予定。